

特定施設入居者生活介護事業者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム等の移転
建て替えに関する考え方について（通知）

日ごろから、介護保険サービスの適正な提供に御尽力いただきありがとうございます。

（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム等が移転建て替えをする
場合の考え方について、次のとおりとしますので、通知します。

【 移転建て替えに関する考え方 】

1. 定員増を伴わない移転建て替え

変更届（第 4 号様式）による手続きで移転が可能です。ただし、移転後の建物について「川
崎市設置運営指導指針」等への適合状況を確認するため、事前に来庁での相談が必要となります。

2. 定員増を伴う移転建て替え

定員増は事業計画の整備数に影響があること、公募を経ないことは他の事業者との公平性を
損なうことから、公募を経て選定される必要があります。

なお、定員上限等は、都度、公募内容を御確認ください。

3. 既存施設を統合しての移転建て替え

対象施設の老朽化等のため、入居者のケアに支障を来たす等の理由により、既存施設を統合
しての移転建て替えを行いかつ定員が移転建て替え前と変更がない場合は、原則として、公募
を経て選定される必要はありません。検討段階で御連絡ください。

なお、定員増を伴う場合は、「2. 定員増を伴う移転建て替え」の考え方により、公募を経て
選定される必要があります。

なお、いずれの場合においても、次の事項を遵守することが条件となります。

- (1) 移転後の用地・建物において、関係法令等を遵守すること。
- (2) 公募を経て選定された事業所については、移転後も引続き選定時の誓約事項を遵守す
ること。
- (3) 移転に際して、既存の入居者は移転後の建物に入居することを想定していることから、
既存の入居者について、利用料が値上げとなる等の不利益がないこと。また、移転後
の建物への入居を希望しない入居者については、法人内の他施設への転居を調整する
等、誠実に対応すること。

（高齢者事業推進課事業者指定係）

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 6 3 3

F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 6